

令和6年度1月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和7年1月21日（火）

時間：13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13名（欠席0名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩	3 荒木 晃夫	4 服部 耕二
5 種 克也	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 2名（欠席2名）

		11 小泉 幹雄	15 山崎 勉
--	--	----------	---------

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 旧基盤強化促進法第19条による農用地利用
集積計画の公告について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 非農地通知発出状況について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

<p>議長</p>	<p>第10回邑南町農業委員会総会の方始めていきたいと思います。1月に入ってちょっと寒くなって雪が降ったんですけど、それがなんかちょっと暖かくなって異常の方もちょっと進んでいるかなあというような感じはしています。まあ、まだ、今からこれからもまだ寒い日が続くかもしれませんが、雪が降るときなどは作業とかもしあったら気をつけてやって頂きたいと思います。挨拶はそのぐらいで。本日の欠席者の方は、おられません。議事録署委員の指名で、今月は5番種委員さん。6番、服部委員さんお願い致します。</p> <p>それでは、3番の議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本日は5件上程されております。事務局の方、読み上げをお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。失礼します。始めに、申請番号063-18、農地の所在が矢上××、登記地目が田、面積が228㎡。同じく、矢上××、登記地目が田、面積が23㎡。同じく、矢上××、登記地目が田、面積が662㎡。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は、○○○○さん、譲受人は、●●●●さんです。</p> <p>続きまして、申請番号063-19。農地の所在は、矢上××、登記地目が田、面積が463㎡。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は同じく○○○○さん、譲受人は、■■■■さんです。</p> <p>続きまして、申請番号063-20。農地の所在が、矢上××、登記地目が田、面積が80㎡です。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は○○○○さん、譲受人は、▲▲▲▲さんです。</p> <p>続きまして、申請番号063-21。農地の所在は、上亀谷××、登記地目が田、面積が1609㎡。同じく、上亀谷××、登記地目が畑、面積が160㎡。同じく、上亀谷××、登記地目が田、面積が1290㎡。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆さん、譲受人は、★★★★さんです。</p> <p>続きまして、申請番号063-22。農地の所在は、矢上××、登記地目が田、面積が2331㎡。同じく、矢上××、登記地目が畑、面積が58㎡。3条の無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇さん、譲受人は、◆◆◆◆さんです。以上、5件です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。ありがとうございます。それでは審議の方に入っていきたいと思います。申請番号063-18の件に関しまして、植田委員さん、現地での調査及び聞き取りの方の報告の方をお願い致します。</p>
<p>9番</p>	<p>はい。えっと、それでは一つよろしくお願い致します。先ほど、読み上げて頂きましたように、譲り渡し人が、○○○○さんということで、同一人ですが、ちょっと、あの内容がちょっと多少変わっておりますので、それぞれ発表させていただきます。</p> <p>まず、3ページの地図をご覧ください。左の地図をご覧ください。ちょっと川の下、中央に走っているのが、道路が石見中央線でこの申請の3条-18の申請地と書いてある下側の道路上が矢上駅付近になります。それで、右側に行きますと矢上小学校。それから、中野方面と続く道路になっております。また、左側の道路は七日</p>

市を過ぎまして、浜作線に向かう道路になります。それと申請地の上に、道路が一本ありますが、それは**保育所の前の浜作線にもあたるような位置関係となります。経緯につきましては、申請人の〇〇さんは、現在、浜田に拠点を持って生活しておられまして、月何回か、この当時の@@邸の管理をしている状況で、ボチボチまあ、なかなか移動が大変という事で、町内の資産は処分したいという考えをお持ちになられまして、親族である■■氏に相談をされました。そうすることによってあいそうしましたら、たまたまその■■氏の親戚が、今現在大阪で暮らしておられますけれども、どうしても矢上にUターンをしたいと、いう希望がありまして今回の申請になった次第でございます。今回引き受けても、農地につきましては、全然耕作の経験もなく、一応この何筆かありますが、一部登記上で田ではありますが、以前もよりずっと畑でも作付けをされておりました関係で、まあ自分たちも家庭菜園ぐらいはなんとかやってみようと、いう希望がありまして書類上進んだわけですけども、結果的に家の後になる田んぼにつきましては、まあなかなか耕作についてはノウハウがありませんので、難しいという事から仲介をして頂いた■■氏に言うて、耕作者を探してもらって、今のおよその見通しがついたということを知っています。1月の17日に、小泉推進と仲介の■■氏、引受人の●●夫婦及びその子供さんと面談というした次第でございます。まあ、チェックシート等にも照らして妥当と判断しましたので、一つ審議の方よろしくお願い致します。

議 長

はい。ありがとうございます。小泉推進委員さん、何か付け加えたい事がありますか？

推11番

ご説明通りでございます。よろしくお願い致します。

議 長

はい。ありがとうございます。それでは、先ほど説明して頂きました063-18の件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら、挙手をして発言をお願い致します。

10番

はい。

議 長

はい。宮本委員さん。

10番

あの、ちょっと何度も■■さん、■■さんいうて出たんですが、今の18番は●●さんが買うてんですね？

9 番

はい。

10番

■■さん、■■さん言いさったけー、■■さんが買うて●●さんがやるんかどうか、そこらへんが何かバラバラな話みたいになったんで。

9 番

あー、失礼しました。

10番

これは●●さんが入りんさると。

9 番

そうです。

10番

それで■■さんは、この19番と。▲▲さんが20番を耕作をいう事ですか？分かりました。はい。いいです。

議 長

他に、ありますでしょうか？

はい。椿委員さん。

7 番

あの、さっきの説明は●●さんて、こっちに住所、もう移つとるん？

9 番	移、移られました。
7 番	ました？ はあ、そうですか。
9 番	大阪でしたが、引っ越しの関係で、この2、3日前。先週ですかね、住所こっちに移動されま、戻してもらいました。それで、後ほどあと夫婦、子供夫婦も4月頃には、子供が今小学生かな？ちっちゃい子がおりますので、それも含めて6人こちらに居住する、人口増加することになりました。
議長	他にございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 063-18 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 063-19 の説明をお願い致します。
9 番	続いて、よろしくお願い致します。先ほど、宮本委員さんからも話があったんですけども、今回の申請 063-19 について、若干の補足なりして説明の続きとさせていただきます。場所については、今現在申請地の左側。道路はさみ、小川をはさんだ所に田んぼがございます。今回は、実際はこの農地。〇〇さんの農地全部を引き受けてほしいと、いう始めから依頼はあったんですけども、●●氏がまあ今までいっそ都会暮らしで、全然そういう耕作のノウハウもありませんので、そこまでは面積を引き受けても、ちょっと難しいんじゃないかという事で、実際の所、仲介された■●氏が、ほんなら引き受けにゃあやれないだろう。というような流れがあって、今回のことになったそうです。当面としては、■●さんも自宅より、ここの農地については若干距離があり、なかなか家からの耕作いうては難しいということで、耕作については今の今回の申請地と前回の家の後ろの農地は、もう耕作者がおよそ決まっておるという事を聞いておりますので、問題ないと感じました。1月17日に小泉推進委員と■●氏、まあ今回の〇〇邸の面談と合わせてにはなりますが、その時でいろいろ情報、面談しながらチェックシート等に照らしました。それのばかりに、特に問題ははいと判断しましたので続いて、よろしくお願い致します。
議長 推11番	はい。ありがとうございます。小泉推進委員さん。 よろしくお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	はい。ありがとうございます。それでは、先程説明して頂きました 063-19 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
10番 議長	はい。 はい。宮本委員さん。
10番	この、さっきの説明の中で■●さんが譲受けられて、なんか耕作者が他の人がなんか作るって言われたんですが、■●さんも帰るのも大変だろうけど。だけえ、■●さんが他の人に貸す？という事です？

9 番	はい、はい。
10 番	そこまでは、その人が、貸した人がちゃんとまげに耕作できる可能な人なんですか？ただ・・・。
9 番	可能と聞いとります。
10 番	はあ、はあ。いや、田んぼやられとるいう話をしとる？
9 番	それは、やられ・・・。はい。だと思えます。話聞いてます。
10 番	はい。分かりました。
議 長	他にございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議 長	ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。申請番号 063-19 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 063-20 の件に関しまして、植田委員さん説明の方よろしくお願い致します。
9 番	よろしくお願い致します。申請番号 063-20。所有権の移転についての説明をさせて頂きます。場所については、以前の通りですので省略をさせて頂いて、説明に入りたいと思います。この所有者、使用されておる▲▲さんは約 10 年前よりも畑として借り受けをして、家庭菜園としても現在利用されておったところですが、使用されておりましたので、今後のことを考えられまして〇〇さんが、と合わせて売買契約として、仮登記をして、耕作をずっと今まで現在続けておられます。しかし、あの、この度〇〇家も不幸等もございまして、所有者がそれぞれ段階的に代わりまして、現在〇〇〇〇さんが引き受けられたそうなんですけれども、その××も売買契約の事を失明されておったまんま、資産全部受領したような経緯があったりして、この度、こういう事で他の農地も売買ということがあったということで、このため改めて正式に所有権移転の申請をされたそうでございます。まあ、今後も農地として畑として利用していくということを聞いておりますので、荒れることもなくそのまま続いて、すむのではないかと感じております。これについては、1 月 15 日にいち早くこの、今までの要件よりも▲▲さんと早く連絡が取れた関係で、小泉推進と▲▲さんと同伴の上で現地を確認しながら、今までの経緯等を本業の経緯等をみながら、判断を致して問題ないと思いたしましたので、続いて審議の方よろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございます。小泉推進委員さん、何か・・・。
推 11 番	説明通りでございます。よろしくお願い致します
議 長	はい。ありがとうございます。 それでは、説明して頂きました 063-20 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。 (意見質問なし)
議 長	質問等ございませんでしょうか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 063-20 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手を

	<p>お願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。</p> <p>続きまして、申請番号 063-21 の件に関して、服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。</p>
<p>6 番</p>	<p>よろしくお願い致します。それでは、063-21 についてご説明を致します。現地はですね、昨日、沼田推進委員さんと 2 人で行ってまいりました。現地で、受け人の★★★★さんと面談をしてまいりました。それで、場所なんですけども。地図を見て頂きますと、左上に、**っていう家があります。道路についてですけど、これは国道 261 号線になります。それから、ちょうどその反対側の三坂っていう家があると思うんですけど、そこからずっとちゅうに手前にですけど元@@@。今廃業はしてますけど、そこが、××続いているような位置情報になります。今回の点はですね、この斜線部分が農地という事で申請挙がってますけど、それを囲むように、その四角の空欄があると思うんですけど、そこはあの元☆☆さんの家が建ってた場所でございます、まあ、こちらにはちょっと番地といえるマークはもう、もう更地になってるんですがこういう状態なんですけども。そこは宅地で、家が建ったりしました。☆☆さんの。まあ今回★★さんの方で、町内に家を建てるという事で、土地を探してらっしゃった時にですね、この物件にご紹介があって、ここに決めたいということで、まあ、この宅地の部分を購入するにあたってですね、渡人になるその☆☆さんを広島市内にお住まいなんですが、もうこちらの方へ、もう帰る。まあ予定というか気はないと。できれば、できればというか、まあその農地とセットで処分をしたいということで。まあ、★★さんとしては、農地を取得するつもりではなかったんですが、まあ、宅地と一緒にセットになっている関係上ですね、これも受けざるえないという事で。★★さん自身はですね、農業の経験がなく。ただ、まあ、★★さんの奥様が邑南町内でご出身の方で、義理のお父さんと義理のお兄さんは農業をやってらっしゃるってことで、ご相談されましたら、わしらが教えがてら 1 回助けるけえ、やってみんさいや。というような事で、今回の話になったそうでございます。ただ、ちょっと見ての通り、初めてのの方がやるにもですね、かなりの面積がございます。いかななものかなあと、おっしゃられると思うんですが、現状はですね。この畑の部分は別としてですね。この、田んぼの 2 枚に関しては、正確に判断すると茅で大荒れてる土地でございます。まあ、ぞくにいう、耕作不農地になっております。まあ、あの近所の兼ね合いがあって、★★さんがですね。年に 1 回シルバーセンターか、もしくは知人の方に頼んで、年に 1 回だけ秋に草刈りをされるんで、かろうじて草は茂ってはおりませんが、株自体がですね、かなり太い株が出たりまして、ちょっとトラクターじゃ多分起こせないだろうと。田んぼになっております。やはりいっても、あの新しい、この★★さんがですね、これちょっと耕作するにしても、例えば第三者に貸すといっても、借りる方も多分いないと思われま。で、★★さん自身もこの家の周りが草だらけになるのも、当然嫌だとおっしゃってましたし、ちょっと近所の事もあるんで、草刈りを継続して管理していく</p>

と。土手と刈る面積かなりあるんですけど。これだけは責任持って、草を刈って管理をしたいと。ただ、その稲という部分には、ちょっと田を自分でようやらんだらうと。というような事はおっしゃってました。ちょっと、まあ、チェックシートと照らし合わせても、まあ、大きな問題はないかなと思うんですが、まあ、なんせちょっと面積が広いのと、ちょっと耕作するには多分、ショベルなんかで色々起こさないと、ちょっとすぐ耕作出来るような土地じゃないんで。あの★★さん自身は、ちょっと野菜をちょっと作ってやりたいんだがということをおっしゃっていましたが、ちょっと、物を作るにはちょっと時間が掛かるかなあというふうに思いました。ご自宅の方はですね、この四角の中に建てるというような事で計画を進めてらっしゃるとお聞きしております。ちょっと面積が広いのと、そういう諸事情があつてこういうふうな形になっておりますが、よろしくお願い致します。以上でございます。

議 長 はい。ありがとうございます。沼田推進委員さんは、おられないですか？それでは、説明して頂きました063-21の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。

2 番 はい。

議 長 はい。沖田委員さん。

2 番 あの、今、服部委員さん。説明させましたけど。まあ、これかなりの面積なんで、多分、今まで耕作をされてない方が、そういうされると難しいんじゃないかいう、自分も感じます。それでまあ、町内に奥さんの実家いうか、それがあると言われたんですけど、それは近いところにおられるんですか。

6 番 いや、あの決して、近くはないですね。あの、沖田委員さんの近くになると思います。久喜の、久喜の方です。

2 番 そうですかあ。それは、機械の搬入とか色々ちょっと難しいですね。

6 番 難しいと思います。ええ。機械で起こすにしても、ただ、ちょっと大きいと思いますんで。株が多分残ってると思うんで。雪があつたから、ちょっとはつきりは見えなかったんですけど、まあ上は、地上部は綺麗には刈つてあるんですけど。株は、しっかり残ってますんで。ちょっと・・・。

2 番 株は結構・・・。

6 番 あのねえ、10年ぐらい前から、もう作つてないんで。ええ。ただ、まあ。近所の手前もあるんで、この☆☆さんが、仕方なしと言うちゃいけんですけど。シルバーセンターとかに頼んで、1回だけ秋口。刈られると、いうことを毎年やられるんで。まあ、パッと見は×××るんですけど。春以降になるとまた、しばらくすると茅ですか？のうのうと茂るというような事なんで、ちょっと。まあ、野菜作るにしても・・・。難しいことで。

2 番？ 一部は、田んぼ・・・

6 番 田んぼも部分的にね、除草剤使つたりとか色々して、起こせば使えるとは思いますが。全部使つてとなると、まあ、あの近くをやってらっしゃる農業法人の受けてらっしゃる方にも、ちょっと昨日、違う件でちょっとお話を聞いたんですけど。「ああ、あそこはやれん。」と。「トラクターでも無理だ。あそこはやれ

ん。」でと。まあ、見ての通り四角なんで機械にやらしすぎて、ちょうど、もの凄いい揺れるんですけど。かなりの年数経ってるんで。何もしてないんで。ちょっとねえ、機械持ってっても難しいかなってというのは気はします。でも、まあ本当に草を刈ってもらって、管理してもうぐらいしか、ちょっと本当出来ないかなあっていうふうに思ったりします。

2 番 今度は、ちゃんと家を建てられて地元におられるんでしょうけねー。

6 番 うん。まあ、今は★★さんまでは、その辺お住まいがあるんで、ましてや自分の周りが、草だらけだと多分、気になると思いますから。まめにやってもらえるかなというふうなことで期待をしております。

2 番 まあ、\$\$\$\$さん家の近くでもありますし。

6 番 そう、そうなんですよ。あの☆☆さんもね、10年ぐらい前までは戻って来てっっておっしゃって、途中まで整地されとったんですけど、やっぱ年齢がきてから、もう、こちらには帰らない、ようなお話になって。まあ今回、もう土地を入れにゃあ多分、手放すこと出来ないんで。

2 番 はあ。

6 番 多分、家をセットしな、宅地をセットせんとう、売れんだろうという事で多分こういうふうにしてるんだと思います。土地だけじゃ誰も手を挙げる人、多分低すぎていないと思うんで。

2 番 まあ、管理が出来たら。

6 番 ええ、そうですね。

2 番 宅地的に一番いい。

6 番 その分は、かなり昨日お会いしたときも確認っていうか。困難で、あの草刈りだけでもします。っていう事で。おっしゃられてました。

2 番 分かりました。

6 番 はい、すみません。はい。

議長 他にございますでしょうか？

(意見質問なし)

議長 ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 063-21 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。

続きまして、申請番号 063-22 の件に関しまして、また植田委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。

9 番 はい。すみません。続いて、よろしくお願ひ致します。申請番号 063-22。所有権移転で無償です。の申請となります。それについてご説明をさせていただきます。場所は、5 ページの地図をご覧頂きたいと思ひます。左側。この中央に走っているのが、石見中央線でございます。先程の、〇〇さんの案件の所より約 1.5 km ぐらい進んだ位置となります。それで、その目印は、今回の田んぼについては && 治療院。道路上からちょっと入った所にありますけど。そこから入った所の、所に田んぼが一筆でございます。畑については、三角のような道路よりすぐ隣の

	<p>感じの所にございます。引受けの◆◆さんは、若手ながら水稲有機米を中心に規模拡大をしながら、経営努力をされておるのが、今現状でございます。長年にわたり、この申請農地をずっと耕作しておられますので、この経営実績によって、所有者である◇◇さんが、是非ともこっちに帰る予定もないので、是非とも引き受けて頂きたいというような事から、無償でもというような形になって譲渡にこぎつけたということを知っています。また、まあ先程言いましたように、一筆は畑がどのような上に一段高いところにございますが、なかなか、まああがいうて水稲農家でございますので、少々の畑と言っても、実際耕作出来ませんので、実家の関係も含めて、草刈りほどはやっていくと。管理していくと。いう事を聞いておられますので、その分は安心だと思っております。1月19日に、小泉推進委員と引受人であります◆◆さんと同伴の上、経緯及び状況を確認しながら判断しましたので、続いて審議の方よろしくお願い致します。</p>
議 長	はい、小泉推進委員さん。何か付け加えたりすることございますでしょうか？
推11番	説明通りでございます。よろしくお願い致します。
議 長	はい、ありがとうございます。では、審議の方に入っていきたいと思えます。申請番号063-22の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
2 番	はい。
議 長	はい。沖田委員さん。
2 番	えっと、この譲渡し人の方の経営の面積と、今回の申請が出てる面積の間に数㎡ぐらい残るんですけど、これは近くあるもんじゃないんですか？感覚として、一緒に譲られたらと思えますけど。どんなもんでしょうか？
9 番	すみません。確認しとりません。
2 番	あっそうですか。事務局は？
事務局	残りの土地については、すみません。確認は、そこまではしておりません。すみません。
2 番	やっぱり、広い面積でないんで一緒に譲られたらと思ったんですけど。
事務局	はい。すみません。
議 長	他にございますでしょうか？ (意見質問なし)
議 長	ないようでしたら、採決の方に入りたいと思えます。申請番号063-22の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、今月は1件上程されております。事務局の方、読み上げの方お願い致します。
事務局	はい。申請番号が064-17。農地の所在は日貫××、登記地目が畑、面積が298㎡。申請人は△△△△です。転用目的ですが、母屋及び倉庫となっております。所要面積ですが、土地造成が298㎡。母屋の一部が43.1㎡、倉庫が24.5㎡です。転用の理由ですが、個人住宅の増築及び倉庫を設置したい。となっております。

	この土地ですが、第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書により許可できるものと判断しております。こちら、追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上1件です。
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、審議に入っていきたいと思います。申請番号064-17に関しまして荒木委員さん、現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
3 番	はい。失礼します。申請番号064-17につきまして説明報告いたします。1月18日、申請者△△△△さんの息子さん。##さんと推進委員の山崎さんにて聞き取りをおこないました。申請場所はですね、県道297号線。皆井田江津線、県道295線道交差点より約100m行った所に位置しております。30年前に##さんが帰って来られた時、奥の方は使用しておらず、まだ転用もされておらないという事で、このままの状態です。この度、個人住宅及び倉庫を設置したいとの事で転用になりました。このチェックシートの照らし合わせながら問題ないと思われましたので審議のほどよろしくお願い致します。以上です。
議 長	はい。ありがとうございました。山崎推進委員さん。何か付け加えたりすることございますか？
推15番	付け加える事はございません。よろしくお願い致します。
議 長	はい、ありがとうございます。では、審議の方に入りたいと思います。申請番号064-17の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言の方をお願い致します。
	ございませんでしょうか？ (意見質問なし)
議 長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号064-17の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。今月は1件上程されてます。事務局の方、読み上げをお願い致します。
事務局	はい。申請番号065-13。農地の所在は鱒淵××。登記地目が田。面積が142㎡。同じく、鱒淵××。登記地目が畑。面積が27㎡。こちらが、有償の所有権移転です。譲渡人は◎◎◎◎さん。譲受人は●●●●さんです。転用目的は、駐車場です。申請理由が、家族保有車両、駐車する場所がない為、新たに隣接地を取得し、駐車場としたいです。所要面積ですが、土地造成が169㎡。コンクリート舗装が169㎡となっております。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。農地法第5条第2項ただし書きにより許可できるものと判断しております。以上1件です。
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、申請番号065-13の件に関して服部委員さん、現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
6 番	よろしく申し上げます。それでは、065-13についてご説明を致します。これはですね。昨日、田中委員さんと2人で現地行きて、●●さんに面談をしてお話を聞いてまいりました。これ、下の地図でいいますと現地はですね。この、下、

右下のですね。黒塗になっているのは、これ出羽川でございます。これより、まあ地図には載ってないんですけど、その出羽川より右下の所の先に、あの@@@があるような位置でございます。鱒淵集落が、この地図のメインになってるところでございます。それで、あの現地はですね。こちら中央分と田っというふうに書いてありますが、どう見ても田と思えないような形になっておりました。っていうのが段ちが出来てまして、水を張ってるような、田ではない状態ですね。もう、完全ななんか坂道みたいな。庭木が植えてあるような状態で、これはですね。●●さんが草を刈ったり、面倒を見てらっしゃるようです。家の隣いう事もあるんで、草を刈るにしても非常に、そのデコボコした石があったり土手になっとる状態で、非常に草を刈るにも刈りにくいし、まあ、ただ家の横でもあるんで綺麗に管理をされてるという事でございます。まあ、それで、ここへ平らにしてですね。これ平面ばく見えてますが、実はあの、斜め急斜面になってるんで平らにして、駐車場にしたいという事でございました。◎◎さんの方も、特にこの件に関しては、ずっと●●さんに面倒見てもらってらっしゃるいう事もお聞きしてますんで、特に問題はないかなあというふうに思いました。チェックシートに照らし合わせても、特に問題ないというふうに判断しております。よろしく審議の方、お願い致します。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。田中推進さん。すみません。以上で、審議の方に入っていきたいと思います。申請番号 065-13 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。

質問、ございませんでしょうか？

(意見質問なし)

議長 ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 065-13 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。

続きまして、議案第 4 号、旧基盤強化促進法第 19 条による農用地利用集積計画の公告について。今月 2 件ございます。読み上げは特に致しません。ご覧になって、質問があれば挙手をして質問の方お願い致します。

～ご覧中～

議長 採決の方へ入ってよろしいでしょうか？

採決の方に入りたいと思います。

一括でええかなあ？

事務局 はい。一括で大丈夫です。はい。

議長 それでは、議案第 4 号の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。

えっと、続きまして、報告の第1号農地法3条の3の規定による相続等の届出について。8件上程されています。これは読み上げの方致しません。質問がございましたら、挙手をして質問の方お願い致します。

～ご覧中～

議長

質問がないようでしたら、報告ですので、このまま終わります。続きまして、報告の第2号、非農地通知発出状況について。これは見て頂きまして、10件発出しておるような状況です。

～ご覧中～

議長

報告について、質問がございますか？

はい。それでは議題の方は以上で終わらせて頂きまして。

(4)のその他。

(その他)

(1) 事務連絡

(2) その他

次回の総会は、2月21日（金）13：30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印